

大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の資格、手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第21号

大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の資格、手続等を定める規則の一部を改正する規則

大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の資格、手続等を定める規則（平成24年大和市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方税法」を「法」に改める。

第9条を次のように改める。

（報告書の提出）

第9条 指定特定非営利活動法人は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書並びに法人及び事業の概要報告書により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を行うときは、次に掲げる書類の写しを添付しなければならない。

(1) 県条例第3条第2項第3号の直近の事業報告書等

(2) 県条例第12条第2項各号に掲げる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 指定特定非営利活動法人が、県条例第12条第4項に規定する神奈川県認定法人であるときは、特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により神奈川県知事に提出した書類の写しをもって、前項第1号及び第2号に掲げる書類の写しに代えることができる。

4 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書により市長に報告しなければならない。

別表第4号様式の項中「指定特定非営利活動法人役員報酬規定等報告書」を「指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。